

令和4年度九度山町簡易水道事業特別会計補正予算書（第3号）

伊都郡九度山町

令和4年度 九度山町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度九度山町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,809千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月3日 提出

九度山町長

岡 本 章

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		18,751	4,239	22,990
	1. 使用料	18,711	4,239	22,950
2. 分担金及び負担金		501	2,400	2,901
	1. 分担金	500	2,400	2,900
4. 繰入金		115,309	4,470	119,779
	1. 繰入金	115,309	4,470	119,779
5. 町債		22,400	△1,300	21,100
	1. 町債	22,400	△1,300	21,100
歳入合計		168,961	9,809	178,770

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		98,430	△1,791	96,639
	1. 管理費	53,364	△1,791	51,573
3. 予備費		500	11,600	12,100
	1. 予備費	500	11,600	12,100
歳 出 合 計		168,961	9,809	178,770

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債	千円 5,000	(1) 借入先 政府、銀行又はその他 (2) 借入期間 令和4年度。ただし、事業その他都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3) 借入方法 証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 3,700	(1) 借入先 政府、銀行又はその他 (2) 借入期間 令和4年度。ただし、事業その他都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3) 借入方法 証書借入又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料	18,751	4,239	22,990
2. 分担金及び負担金	501	2,400	2,901
4. 繰入金	115,309	4,470	119,779
5. 町債	22,400	△1,300	21,100
歳入合計	168,961	9,809	178,770

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	98,430	△1,791	96,639		△1,300		△491
3. 予備費	500	11,600	12,100				11,600
歳出合計	168,961	9,809	178,770		△1,300		11,109

2 歳 入

(款) 1. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 水道使用料	18,711	4,239	22,950	1. 現年度分	4,157	水道使用料増
				2. 過年度分	82	
計	18,711	4,239	22,950			

(款) 2. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

1. 分担金	500	2,400	2,900	1. 加入分担金	2,400	加入分担金増
計	500	2,400	2,900			

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 繰入金

1. 繰入金	115,309	4,470	119,779	1. 繰入金	4,470	一般会計繰入金 通常分減 水道使用料減免分減 公営企業会計引継金	△6,431 △699 11,600
計	115,309	4,470	119,779				

(款) 5. 町債

(項) 1. 町債

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 衛生債	22,400	△1,300	21,100	2. 公営企業会計適用債	△1,300	公営企業会計適用債減
計	22,400	△1,300	21,100			

3 歳 出

(款) 1. 事業費

(項) 1. 管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 管理費	53,364	△1,791	51,573		△1,300		△491	3. 職員手当等	12	超過勤務手当
								11. 役 務 費	△155	手数料
								12. 委 託 料	△1,612	水道電算業務委託料減 △19 九度山町簡易水道施設管理委託料減 △54 九度山町簡易水道検針業務委託料減 △259 公営企業会計システム導入業務委託料減 △1,280
								18. 負担金補助 及び交付金	△36	県水道協会負担金減
計	53,364	△1,791	51,573		△1,300		△491			

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	500	11,600	12,100				11,600			
計	500	11,600	12,100				11,600			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料		給料改定に伴う増減分		
		普通昇給に伴う増加分		
		昇給期間短縮に伴う増加分		
		その他の増減分		
職員手当	12	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	12 異動等その他によるもの	